

高松市・塩江町合併協議会
第 1 5 回 会 議 資 料

日 時：平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日（水）

午後 3 時

場 所：塩江町役場 2 階 大会議室

目 次

(協 議 事 項)

協議第 5 2 号	地域審議会の取扱い(協定項目第 6 号)について (第 1 3 回会議提案:継続協議) -----	1
協議第 5 3 号	議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第 7 号) について(第 1 3 回会議提案:継続協議) -----	6
協議第 5 7 号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い (協定項目第 8 号)について (第 1 4 回会議提案:継続協議) -----	1 0
協議第 5 8 号	一般職の職員の身分の取扱い(協定項目第 1 0 号) について(第 1 4 回会議提案:継続協議) -----	1 4
協議第 5 9 号	事務組織及び機構の取扱い(協定項目第 1 3 号) について(第 1 4 回会議提案:継続協議) -----	1 7
協議第 6 0 号	一部事務組合等の取扱い(協定項目第 1 6 号) について(第 1 4 回会議提案:継続協議) -----	2 2
協議第 6 1 号	消防防災関係事業(協定項目第 2 4 - 2 0 号) について(第 1 4 回会議提案:継続協議) -----	2 5
協議第 6 2 号	その他の事業(市・町民褒章制度) (協定項目第 2 4 - 2 4 号)について (第 1 4 回会議提案:継続協議) -----	2 8
協議第 6 3 号	その他の事業(後継者育成等報償制度) (協定項目第 2 4 - 2 4 号)について (第 1 4 回会議提案:継続協議) -----	2 9
協議第 6 4 号	その他の事業(市・町民葬儀) (協定項目第 2 4 - 2 4 号)について (第 1 4 回会議提案:継続協議) -----	3 0
協議第 6 5 号	その他の事業(生活用水確保対策事業) (協定項目第 2 4 - 2 4 号)について (第 1 4 回会議提案:継続協議) -----	3 1
協議第 6 6 号	その他の事業(塩江町における公園・レクリエーション等施設) (協定項目第 2 4 - 2 4 号)について (第 1 4 回会議提案:継続協議) -----	3 2

協議第 67 号	合併の期日の確定等に伴う合併協定項目の確認事項 修正について（第 14 回会議提案：継続協議） -----	33
協議第 40 号	建設計画（協定項目第 25 号）について （第 11 回会議提案：継続協議） -----	35
議案第 17 号	合併協定書について -----	36

（ そ の 他 ）

事務事業の調整について -----	37
合併協定調印式について -----	37
高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について -----	37

協議第52号(第13回会議提案:継続協議)

地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について

地域審議会の取扱い(協定項目第6号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年10月20日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第6号	地域審議会の取扱い
<p>市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、塩江町地域に地域審議会を設置する。</p> <p>なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。</p>		

平成16年11月24日 確認

(別紙)

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市塩江地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づく審議会として、合併前の塩江町の区域(以下「設置区域」という。)に高松市塩江地区地域審議会(以下「地域審議会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、平成17年9月26日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 高松市と塩江町との合併に関する建設計画の執行状況に関すること。
- (2) 高松市と塩江町との合併に関する建設計画の変更に関すること。
- (3) 塩江町地域のまちづくりに関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有し、選挙権を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者

(委員の任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、毎年度2回開催するものとし、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の総数の3分の1以上の委員から審議を求める事項を示して会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って、これを非公開とすることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置く。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この協議は、平成17年9月26日から施行する。

地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市（注）のうち、地域審議会の取扱いについて協議された市 4市

大船渡市

三陸町区域に合併特例法第5条の4の規定による地域審議会を置く。

つくば市

地域審議会は、設置しないものとする。

新居浜市

- 1 別子山村区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4の規定による地域審議会を置く。
- 2 地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、地域審議会の取扱いについて確認された市の事例

秋田市

地域審議会については、合併後も河辺地域および雄和地域の住民の声を新市の施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの展開を図るため、次のとおり設置するものとする。

- 1 現在の河辺町、雄和町の区域を単位として、それぞれの区域に市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。
- 2 地域審議会の設置に関し必要な事項を、別紙1「地域審議会の設置に関する協議」のとおり定めるものとする。

長野市

大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域に、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4の規定により地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。

堺市

美原町の区域に合併特例法第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおりとする。

倉敷市

船穂町及び真備町の各区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定による地域審議会を設置することについて、別紙のとおりとする。

松山市

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、北条市及び中島町の区域ごとに地域審議会を置く。

また、行政と住民との関係については、新市全体の課題として捉え、適切な役割分担と協働の在り方について検討する。

なお、地域審議会の名称、委員の選任方法、定数、任期その他必要な事項については、次項のとおり定める。

協議第53号(第13回会議提案:継続協議)

議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号)について

議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年10月20日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第7号	議会の議員の定数及び任期の取扱い
市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、塩江町の区域により選挙区を設ける。		

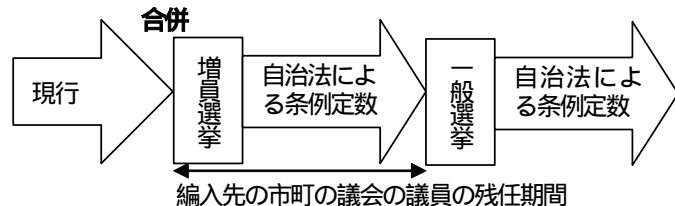
平成16年11月24日 確認

(資料)

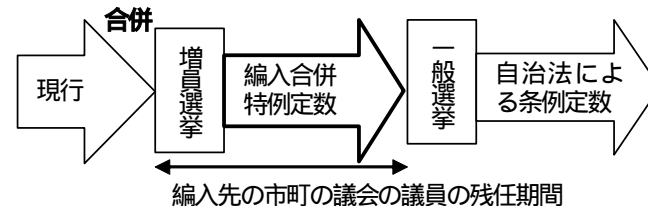
編入合併における議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

地方自治法による原則	編入する市町の議員の身分には変動がなく、編入される市町の議員は、その身分を失う。ただし、合併後の議員定数が増加する場合は、増員選挙()を行う。 【パターン 〇】	
合併特例法による特例	定数特例	編入される市町ごとに選挙区を設けて増員選挙()を行う。 増加定数 = 編入する市町の条例定数 × (編入される市町の人口 ÷ 編入する市町の人口) 編入をする市町村の議員の身分に変動はない。 【パターン 〇】
	在任特例	編入される市町の議員が、編入する市町の議員の残任期間に合わせて、引き続き在任する。 【パターン 〇】

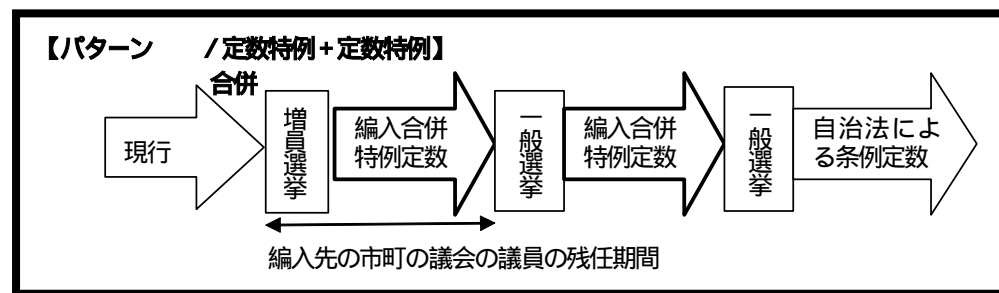
【パターン 〇】 / 原則



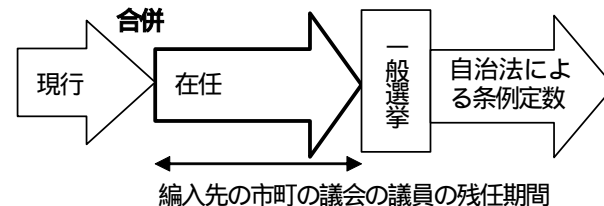
【パターン 〇】 / 定数特例



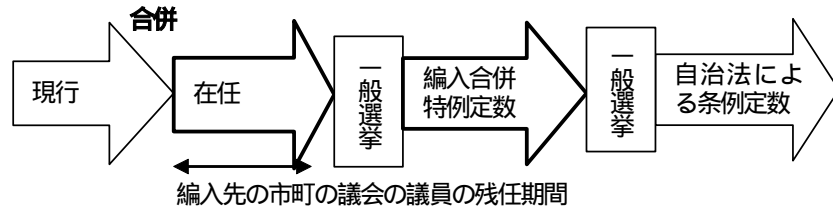
【パターン 〇】 / 定数特例+定数特例



【パターン 〇】 / 在任特例



【パターン 〇】 / 在任特例+定数特例



「増員選挙」は、公職選挙法第111条第3項の規定による定数増加の通知を受領した日から50日以内に行う。

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市（注）のうち、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて協議された市 10市

新潟市（在任）

黒埼町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号の規定を適用し、新潟市の議会の議員の残任期間、引き続き新潟市の議会の議員として在任する。

福山市（定数）

内海町の議会の議員の任期及び定数については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条の議会の議員の定数に関する特例を適用し、福山市議会議員の定数を増加し、内海町の区域を区域とする選挙区を設け増員選挙を行うものとする。

呉市（定数）

議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項並びに同条第5項及び第6項の規定により、呉市の議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間下蒲刈町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は1人とする。

新居浜市（在任 + 定数）

- 1 別子山村の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の議会の議員の残任期間、新居浜市の議会の議員として引き続き在任する。
- 2 両市町村の合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される新居浜市の議会の議員の任期に相当する期間について、別子山村を区域とする選挙区を設け、新居浜市の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に人口比率を乗じて得た数1名を、新居浜市の旧定数に加えた数をもって新居浜市の議会の議員の定数とするものとする。

新発田市（在任）

豊浦町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「合併特例法」という。）第7条第1項第2号の規定を適用し、新発田市の議会の議員の残任期間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、編入合併が確認された中核市のうち、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて確認された市の事例

長野市（定数）

議会の議員の定数及び任期については、合併特例法第6条第2項及び第3項の規定を適用し、長野市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、長野市議会議員の定数を増加し、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域を区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。

岡崎市（在任）

議会の議員の定数及び任期については、合併時における額田町の議員を6人とし、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号に規定する議会の議員の在任に関する特例を適用することとし、任期は岡崎市の議会の議員の残任期間とする。

豊田市（定数＋定数）

1 定数及び任期

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により、豊田市の議会議員の残任期間（約2年間）及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期（4年間）に相当する期間に限り、豊田市の議会議員の定数40人に、編入される町村ごとに設けられる選挙区の議会議員の定数7人を加えた47人とする。

2 報酬等

議会の議員の報酬等は、豊田市の制度に統一する。

倉敷市（定数）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項の規定を適用し、倉敷市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り定数を増加し、編入される船穂町及び真備町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、船穂町の区域1名、真備町の区域2名、計3名の増員選挙を行うものとする。

高知市（定数＋定数）

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「合併特例法」という。）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、高知市議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙の任期に限り42人とする。このうち、鏡村及び土佐山村の両区域に設けられる選挙区の定数は、それぞれ1人とする。

協議第57号(第14回会議提案:継続協議)

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目第8号)について

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目第8号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月8日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第8号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
<p>塩江町農業委員会は、高松市農業委員会に統合するものとする。</p> <p>塩江町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき3人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。</p>		

平成16年11月24日 確認

(資料)

編入合併における農業委員会の委員の定数及び任期について【参考】

区 分		原 則	特例措置		
			内 容	根拠法令	
統 合	合併市町村の区域に一つの農業委員会を置く場合	在任	編入される合併関係市町村の委員はすべて失職し、編入する合併市町村の委員は在任する。	編入される合併関係市町村の選挙による委員のうち、協議により40人以内の範囲で定める数の者に限り、在任が可能	合併特例法第8条第1項、第2項
		任期			
旧市町単位で設置	合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域として2以上の農業委員会を設置する場合	在任		従前の農業委員会が、そのまま存続する。従前の農業委員会の委員が、引き続き、存続する農業委員会の委員となる。	農業委員会法第34条第1項、第2項
		任期		従前の任期の残任期間	
新たに2以上の区域を設置	合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域としないうちに2以上の農業委員会を設置する場合	在任		合併関係市町村の選挙による委員のうち、合併関係市町村の協議により、80人を超えない範囲で定める数の者に限り、在任可能	合併特例法第8条第3項
		任期		合併関係市町村の協議により、合併後1年を超えない範囲内で定める期間	

注) 1 合併市町村に2以上の農業委員会を置くことができる要件としては、合併市町村の区域が24,000haを超える合併市町村、又は合併市町村の区域内の農地面積が7,000haを超える合併市町村とされ、例外的措置と考えられている。

【両市町の現況】

		高松市	塩江町	計
市町の面積(H16.4.1現在)		19,434ha	8,010ha	27,444ha
農地面積(現況地籍)		6,184ha	476ha	6,660ha
委員報酬額 (年額)	会 長	697,200円	220,000円	
	会長職務代理者	544,800円	200,000円	
	部 会 長	544,800円	-	
	委 員	484,800円	180,000円	
委員会部会	農 地 部 会	20名	該当なし。	
	農 政 部 会	28名	該当なし。	

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第8号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市（注）のうち、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて協議された市 10市

潮来市

- 1 牛堀町の農業委員会は、潮来町農業委員会に統合するものとする。
- 2 牛堀町の農業委員で選挙による委員である者は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定を適用し、潮来町農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。

つくば市

- 1 荃崎町農業委員会は、つくば市農業委員会に統合するものとする。
- 2 合併特例法第8条第1項及び第2項を適用し、荃崎町農業委員会の選挙による委員は、つくば市農業委員会の委員の残任期間に合わせて引き続き在任するものとする。

廿日市市

- 1 佐伯町及び吉和村の農業委員会は、廿日市市の農業委員に統合するものとする。
- 2 佐伯町及び吉和村の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、廿日市市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。

呉市

- 1 下蒲刈町農業委員会は、呉市農業委員会に統合する。
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、下蒲刈町農業委員会の選挙による委員のうち4人に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間、引き続き呉市農業委員会の選挙による委員として在任する。

新居浜市

- 1 別子山村の農業委員会は、新居浜市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 別子山村の農業委員で選挙による委員である者のうち2名は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の農業委員会の委員の残任期間に限り、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任するものとする。この場合において、2名の選出については、別子山村の農業委員で選挙による委員である者の互選により、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第8号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて確認された市の事例

堺市

美原町の農業委員会の選挙による委員については、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、堺市の農業委員会の委員の在任期間である平成17年7月14日まで、引き続き堺市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。ただし、美原町の農業委員会の選任による委員は失職する。なお、在任特例期間終了後の委員定数については、法令の基準に基づき調整する。

奈良市

- 1 月ヶ瀬村及び都祁村の農業委員会は、奈良市農業委員会に統合する。
- 2 月ヶ瀬村及び都祁村の農業委員会の選挙による委員で奈良市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併特例法第8条第1項の規定を適用し、6人に限り、奈良市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き奈良市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 3 合併後の一般選挙時における農業委員会の委員の定数は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき30人とし、奈良市の区域は4選挙区24人、月ヶ瀬村及び都祁村の区域は1選挙区6人とする。

倉敷市

- 1 船穂町及び真備町の農業委員会は、倉敷市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 船穂町及び真備町の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項の規定を適用し、31人以内とし、その任期は同項第2号の規定を適用し、平成17年4月21日までとする。
- 3 平成17年4月22日以降の新市の選挙による委員の定数については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき40人とし、倉敷市及び船穂町の区域に8選挙区34人、真備町の区域に1選挙区6人とする。
このうち、船穂町は、倉敷市の富田、長尾穂井田と統合し1選挙区6人とする。
- 4 農業委員会の委員のうち選任委員の定数は条例で定める人数とし、船穂町及び真備町の選任委員は合併時に失職する。

協議第58号(第14回会議提案:継続協議)

一般職の職員の身分の取扱い(協定項目第10号)について

一般職の職員の身分の取扱い(協定項目第10号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月8日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第10号	一般職の職員の身分の取扱い
<p>塩江町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。</p>		

平成16年11月24日 確認

(資料)

一般職の職員の身分の取扱い(協定項目第10号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、一般職の職員の身分の取扱いについて協議された市 10市

潮来市

- 1 牛堀町の一般職の職員は、すべて潮来町の一般の職員として引き継ぐものとする。
- 2 牛堀町の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分取扱いについては、潮来町の職員と均衡を失しないように公正に取り扱うものとする。

大船渡市

三陸町の一般職の職員は、すべて大船渡市の職員として引き継ぐ。職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、大船渡市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定めるものとする。定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

つくば市

荳崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の一般職の職員は、すべてつくば市の一般職の職員として引き継ぐものとする。なお、職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱い等細目については、両市町の長が別に協議して定める。

廿日市市

- 1 佐伯町及び吉和村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定によりすべて廿日市市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、廿日市市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、3市町村の長が別に協議して定める。

新発田市

豊浦町の定数内の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。
職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新発田市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第10号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、一般職の職員の取扱いについて確認された市の事例

秋田市

- 1 2町の定数内の職員は、すべて秋田市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、その細目は、1市2町の長が別に協議して定める。

堺市

美原町の一般職の職員は、堺市の職員として引き継ぐものとする。ただし、美原町の消防機関の職員の引き継ぎ手法については、合併までに調整する。

職員数については、新たに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、堺市の一般職の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は両市町の長が別に協議して定める。

高知市

- 1 鏡村及び土佐山村の一般職の職員は、すべて高知市の職員として引き継ぐ。
- 2 引き継いだ職員の任免、給与その他の身分の取扱いは、高知市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱う。

長崎市

- 1 香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の定数内の職員は、すべて長崎市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、長崎市の職員と均衡を失しないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、1市6町の長が別に協議して定める。

鹿児島市

- 1 5町の一般職の職員は、合併時にすべて鹿児島市の一般職の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に取り扱うものとし、1市5町の長が別に協議するものとする。

協議第59号(第14回会議提案:継続協議)

事務組織及び機構の取扱い(協定項目第13号)について

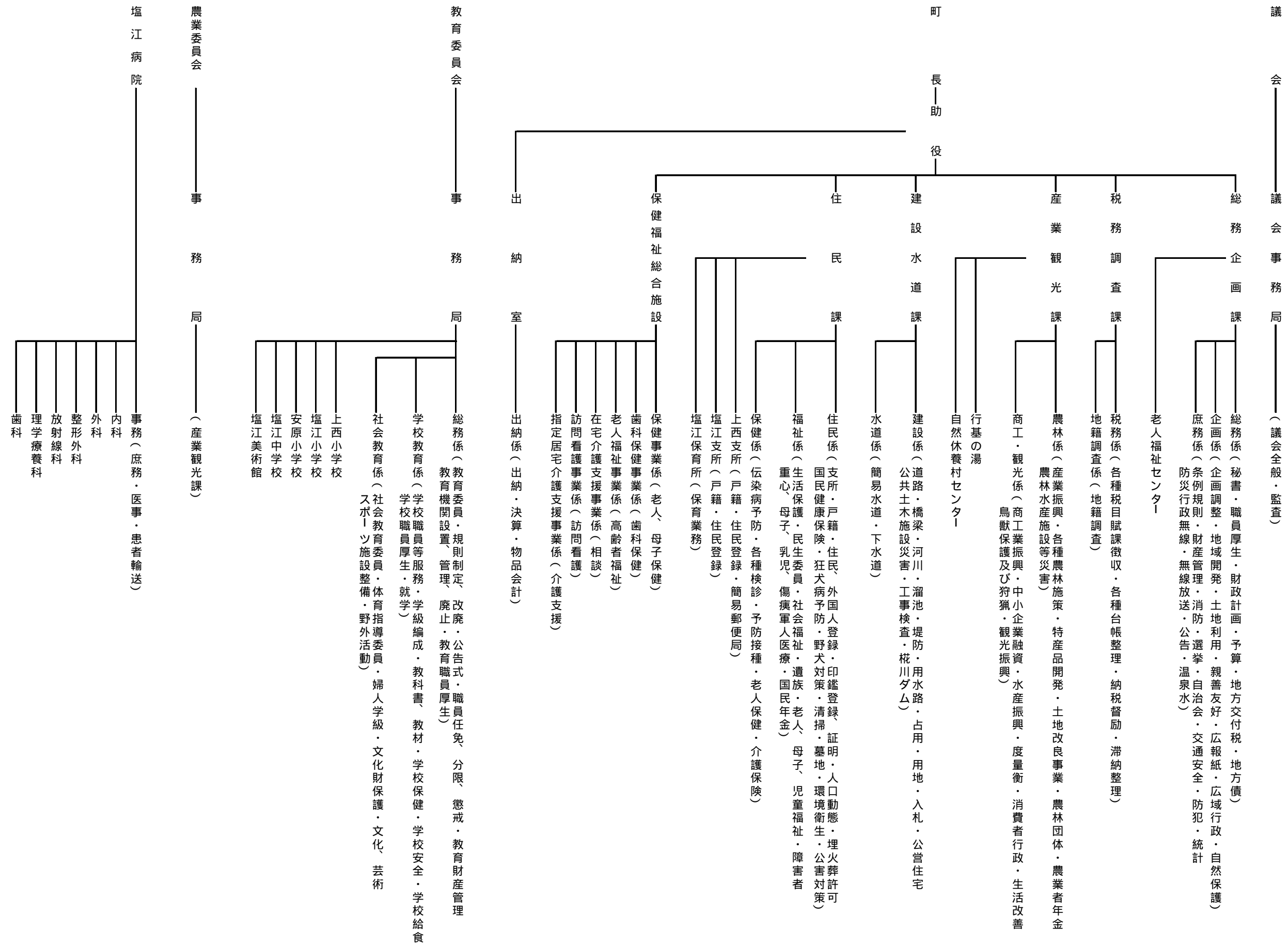
事務組織及び機構の取扱い(協定項目第13号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月8日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第13号	事務組織及び機構の取扱い
<p>現在の塩江町役場については、塩江町の区域を所管区域とする地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項に規定する支所とする。</p> <p>現在の塩江支所及び上西支所については、新しい塩江支所の内部組織としての連絡事務所とする。</p> <p>新しい塩江支所及び連絡事務所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、塩江町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整するものとする。</p> <p>住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理するものとする。</p> <p>これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行うものとする。</p>		

平成16年11月24日 確認



事務組織及び機構の取扱い（協定項目第13号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市（注）のうち、事務組織及び機構の取扱いについて協議された市 10市

新潟市

黒埼町役場は、地区事務所とする。ただし、

- 1 当分の間、地方自治法上の支所とする。
- 2 支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。
- 3 住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。

潮来市

- 1 現在の牛堀町役場は、当面支所として存続させるものとする。
- 2 支所の組織については、住民サービスと職員に急激な変化をきたすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。

つくば市

- 1 現在の荃崎町役場は、当面支所として存続させるものとする。
- 2 支所の組織については、住民サービスに急激な変化をきたすことのないよう配慮し、必要に応じて見直しを行うものとする。
- 3 合併後の附属機関等の委員構成については、荃崎地域の実情に応じた適切な措置を講ずるものとする。

福山市

執行機関の組織については、住民サービスの低下をきたさないよう適切に措置するものとする。内海町の区域を所管区域とする支所を設置するものとする。内浦支所のあり方については、今後事務レベルで協議する。

呉市

下蒲刈町役場は、支所とする。ただし、組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。

新発田市

豊浦町役場は、地方自治法上の支所とする。支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

事務組織及び機構の取扱い（協定項目第13号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、事務組織及び機構の取扱いについて確認された市の事例

長野市

- 1 大岡村役場、豊野町役場、戸隠村役場及び鬼無里村役場は支所とし、課制を廃止しスタッフ制とする。
- 2 合併時の支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮して、段階的に再編見直しを行う。

豊田市

新市の組織及び機構は、次の事項を基本として、合併時まで調整する。

- 1 住民サービスの向上に十分配慮する。
- 2 適正な職員数及び人員配置となるよう留意する。
- 3 住民にわかりやすく、利用しやすいものとする。
- 4 簡素で効率的なものとする。
- 5 支所の体制は、前4項及び都市内分権の協議内容を踏まえて調整を行うものとする。

奈良市

- 1 合併後の月ヶ瀬村役場及び都祁村役場は、行政センターとする。
- 2 行政センターの業務は、現在、奈良市に設置されている出張所の業務に、月ヶ瀬村及び都祁村独自の業務等を加えたものとする。

倉敷市

現在の船穂町役場及び真備町役場は、地方自治法上の支所とする。その組織については、企画・管理部門及び行政委員会の事務局等を除いて現行の事務執行を基本とした体制とし、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮しながら、段階的な再編・見直しを行うものとする。なお、組織の詳細については、1市2町で別途協議し決定するものとする。

協議第60号(第14回会議提案:継続協議)

一部事務組合等の取扱い(協定項目第16号)について

一部事務組合等の取扱い(協定項目第16号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月8日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第16号	一部事務組合等の取扱い
<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入するものとする。</p> <p>塩江町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行うものとする。</p> <p>塩江町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。</p>		

平成16年11月24日 確認

(資料)

一部事務組合等の取扱い(協定項目第16号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、一部事務組合等の取扱いについて協議された市 9市

新潟市

- 1 黒埼町が加入している一部事務組合については、合併の前日をもって脱退する。ただし、黒埼町が加入している西蒲原福祉事務組合及び三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合については、新潟市が黒埼町の地位を継承する方向で検討する。
- 2 黒埼町が加入している法定協議会等については、合併の前日をもって脱退する。

廿日市市

- 1 佐伯町及び吉和村は、それぞれ加入している一部事務組合から、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、吉和村が加入している山県郡西部衛生組合及び山県西部消防組合については、吉和村の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に当該組合に加入するものとする。
- 2 佐伯町及び吉和村は、広島県西部介護認定審査会から、合併の日の前日をもって脱退する。
- 3 佐伯町及び吉和村が他の地方公共団体に委託している事務については、合併の日の前日をもって、事務の委託を廃止する。ただし、佐伯町が大竹市に委託しているし尿処理に係る事務については、佐伯町の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に大竹市に事務を委託するものとする。

呉市

下蒲刈町が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、安芸南部衛生組合については、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。

新発田市

- 1 豊浦町が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退する。ただし、調整が必要な事項は、新市に引き継ぐ。
- 2 豊浦町が加入している協議会等については、合併の前日をもって脱退する。ただし、日本温泉協会、新潟県国土調査推進協議会、安田橋下流橋架橋促進期成同盟会、国道290号整備促進期成同盟会、福島潟治水対策促進協議会、松岡川改修促進協議会、本田・天王地区河川協議会については、合併の日をもって新市が加入する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

一部事務組合等の取扱い（協定項目第16号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、一部事務組合等の取扱いについて確認された市の事例

倉敷市

- 1 倉敷市は、加入している一部事務組合に引き続き加入するものとし、船穂町及び真備町は、それぞれ加入している一部事務組合から合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- 2 総社広域環境施設組合及び岡山県広域水道企業団については、合併の日に真備町の地位を継承する形で新市において加入するものとする。
- 3 高梁川西岸用水組合については、合併の日の前日をもって組合を解散し、合併の日から新市において財産を引き継ぎ、事務を行うものとする。

福山市

- 1 福山沼隈広域行政組合及び福山市沼隈郡沼隈町中学校組合については、解散するものとし、福山市と沼隈町で解散に向けた手続きを進めるものとする。
- 2 福山市と沼隈町が加入している一部事務組合等については、福山市として引き続き加入するものとする。
- 3 沼隈町のみが加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

高知市

- 1 高知市は、加入している一部事務組合等に引き続き加入し、鏡村及び土佐山村は、それぞれ加入している一部事務組合等から、合併の日の前日をもって脱退する。
- 2 鏡村及び土佐山村で組織している「鏡・土佐山二村学校給食組合」は、合併の日の前日をもって解散する。なお、合併の日をもって高知市が財産を引き継ぐとともに、職員を採用する。
- 3 鏡村及び土佐山村が、他の地方公共団体に委託している事務は、合併の日の前日をもって委託を廃止する。

鹿児島市

吉田町、喜入町、松元町及び郡山町が加入している一部事務組合及び広域連合については、平成16年10月31日をもって脱退し、消防、介護保険、ごみ、し尿及び斎場に係る共同処理業務は、鹿児島市に引き継ぐことを基本に合併時まで調整するものとする。

協議第61号(第14回会議提案:継続協議)

消防防災関係事業(協定項目第24-20号)について

消防防災関係事業(協定項目第24-20号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月8日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-20号	消防防災関係事業
消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。 防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。		

平成16年11月24日 確認

(資料)

消防防災関係事業(協定項目第24-20号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、消防防災関係事業の取扱いについて協議された市 8市

新潟市

消防体制については、黒埼町消防署は新潟市西消防署黒埼出張所とし、黒埼町消防団は新潟市西消防団第14分団とする。黒埼町の消防団員数は現行のとおりとする。

大船渡市

防災行政無線の運用については、設備の統一など効率的な運用が図られるよう早期に検討する。

つくば市

筑南地方広域行政事務組合が実施している消防事業については、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。荃崎町消防団は現行どおりつくば市に引き継ぐものとし、分団数、団員及び定数については合併後速やかに調整する。ただし、団員の手当等については、つくば市の制度を適用する。

廿日市市

- ア 佐伯町の常備消防については、引き続き廿日市市消防署佐伯分署で消防事務の処理を行う。
- イ 吉和村の常備消防については、引き続き山県西部消防組合で消防事務の共同処理を行う。

新居浜市

- ・別子山村区域内の消防業務のうち災害対応については、合併時までに宇摩地区広域市町村圏組合と事務の委託について協議を行うものとする。
- ・消防水利施設及び消防通信施設等については、当面、現行どおりとする。ただし、防火水槽、消防緊急通信指令施設、無線中継局等通信施設及び消防団詰所の整備については、新市建設計画に基づき計画的に実施するものとする。
- ・防災事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、防災行政無線の運用については、当面現行どおりとし、設備の統一など効率的な運用が図られるよう調整するものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

消防防災関係事業（協定項目第24-20号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、消防防災関係事業について確認された市の事例

長野市

長野市の制度に統一する。

ただし、

- 1 地域防災計画、水防計画については、合併後に見直しを行う。
- 2 災害の規模又は被害状況に応じた職員動員配備については、地域の実情を考慮して、合併までに作成する。
- 3 防災行政無線システムについては、現行のとおりとし、新システムに統合する時点で、大岡村、豊野町及び戸隠村の各戸に整備済みの受信機を廃止する。
- 4 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の地域独自の防災訓練も継続して実施していく。
- 5 戸隠村及び鬼無里村の雪害救助員派遣事業は、現行のとおりとする。
- 6 消防団の装備、施設については、現行のとおりとする。

堺市

地域防災計画については、新市において、堺市地域防災計画を基に調整する。また、備蓄についても、新市において、被害想定を見直し、調整する。

防災情報システム、自主防災組織育成・防災訓練及び災害応急救助については、堺市制度で実施する。

婦人防火クラブについては、美原町制度を存続し、美原町域に適用する。

鹿児島市

- 1 防災行政無線については、合併時に引き継ぎ、運用するものとする。ただし、設置目的等を踏まえ、更新時に見直しを行うこととする。
- 2 交通災害共済事業については、合併時に鹿児島市の制度を適用するものとする。
- 3 防犯灯補助事業については、平成17年度に鹿児島市の制度を適用し、統合するものとする。

協議第62号(第14回会議提案:継続協議)

その他の事業(市・町民褒章制度)(協定項目第24-24号)について

その他の事業(市・町民褒章制度)(協定項目第24-24号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月8日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業(市・町民褒章制度)
<p>市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町の名誉町民については、塩江地区の名誉町民として継承するものとする。</p>		

平成16年11月24日 確認

協議第63号(第14回会議提案:継続協議)

その他の事業(後継者育成等報償制度)(協定項目第24-24号)
について

その他の事業(後継者育成等報償制度)(協定項目第24-24号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月8日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業(後継者育成等報償制度)
塩江町の後継者育成報償及び出産家庭報償については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとし、結婚促進報償については、合併時に廃止する。		

平成16年11月24日 確認

協議第64号(第14回会議提案:継続協議)

その他の事業(市・町民葬儀)(協定項目第24-24号)について

その他の事業(市・町民葬儀)(協定項目第24-24号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月8日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業(市・町民葬儀)
<p>(前回提案分)</p> <p>市・町民葬儀については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町のやすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時までに調整する。</p> <p>(今回修正案)</p> <p>市・町民葬儀については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、やすらぎ苑葬及び香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時までに調整する。</p>		

平成16年11月24日 確認

協議第65号(第14回会議提案:継続協議)

その他の事業(生活用水確保対策事業)(協定項目第24-24号)
について

その他の事業(生活用水確保対策事業)(協定項目第24-24号)を次
のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月8日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業(生活用水確保対策事業)
<p>(前回提案分)</p> <p>生活用水確保対策事業については、塩江町地域において、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。</p> <p>(今回修正案)</p> <p>生活用水確保対策事業については、塩江町地域において、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。</p>		

平成16年11月24日 確認

協議第66号(第14回会議提案:継続協議)

その他の事業(塩江町における公園・レクリエーション等施設)
(協定項目第24-24号)について

その他の事業(塩江町における公園・レクリエーション等施設)(協定項目第24-24号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月8日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業(塩江町における公園・レクリエーション等施設)
塩江町の公園・レクリエーション等施設については、高松市に引き継ぐものとする。		

平成16年11月24日 確認

協議第67号(第14回会議提案:継続協議)

合併の期日の確定等に伴う合併協定項目の確認事項修正について

合併の期日の確定等に伴う合併協定項目の確認事項修正を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月8日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第9号	地方税の取扱い
	第24-21号	学校教育事業
協定項目第9号「地方税の取扱い」及び協定項目第24-21号「各種事務事業の取扱い(学校教育事業)」については、合併の期日の確定等に伴い、確認事項について別紙のとおり修正するものとする。		

平成16年11月24日 確認

(別紙)

合併協定項目	分類	当初確認分	今回修正案
9 地方税の取扱い 【第6回会議確認】	個人市・町民税	高松市の制度に統一する。 ただし、均等割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。	高松市の制度に統一する。 ただし、均等割の非課税基準及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。
	固定資産税	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 ただし、宅地の評価方法及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。
	軽自動車税	高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。	高松市の制度に統一する。 ただし、 ・税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。 ・賦課期日及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。
	入湯税	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 ただし、税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
	納税関係	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。
24-21 各種事務事業の取扱い (学校教育事業) 【第12回会議確認】	学校給食	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。

協議第40号(第11回会議提案:継続協議)

建設計画(協定項目第25号)について

建設計画(協定項目第25号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第25号	建設計画
建設計画については、別冊のとおり定めるものとする。		

平成16年11月24日 確認

議案第 17 号

合併協定書について

合併協定書を、別紙のとおり定める。

平成 16 年 11 月 24 日

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

5 その他

(1) 事務事業の調整について

(2) 合併協定調印式について

(3) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

ア 第16回会議

(ア) 日時 未定

(イ) 場所 未定